

＜定期積金＞商品概要説明書（１）

青木信用金庫

平成 24 年 8 月 1 日現在

1. 商 品 名	定期積金
(愛 称)	(スーパー積金)
2. 販 売 対 象	どなたでもご利用できます。(法人および個人の方)
3. 期 間	6 か月以上 5 年以下
4. 払 込	
払込方法	定期的または数回にわたり掛金の払込みができます。
払込金額	1,000 円以上
払込単位	1 0 0 円単位
5. 払 戻 方 法	満期日（払込みが遅れた場合は繰延満期日）以後に一括して払い戻しします。
6. 利 息 (給付補填金)	
適用利率 (利回り)	・ 固定金利 契約時に通帳ご契約明細欄に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
給付補填金 の支払方法	給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。
計算方法	付利単位を 100 円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税 金	・ 個人の方の給付補填金には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （なお、マル優は利用できません。） ・ 法人は総合課税となります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手 数 料	————
9. 付 加 で き る 特約事項	・ 口座振替のお取扱い 普通預金および当座預金からの自動振替による受入れができます。 ・ 総合口座のお取扱い 個人の方は、この積金（掛金残高が 3,000 円以上）を「総合口座」の担保とすることができ、最高 200 万円（掛金残高の 90%以内）まで自動融資がご利用いただけます。 （貸越利率は、担保定期積金の約定年利回りに 1.0%を上乗せした利率）
10. 中 途 解 約 時 の取扱い	満期日前に解約する場合は解約日の前日までの期間について掛金の総積数と払込期間に応じた次の利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ① 初回払込日から満期日（掛金総額に満たない場合）または解約日までの期間が 1 年未満の場合 → 解約日における普通預金利率 ② 初回払込日から満期日（掛金総額に満たない場合）または解約日までの期間が 1 年以上の場合 → 約定年利回り×60% （ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。）

＜定期積金＞商品概要説明書（２）

青木信用金庫

平成２４年８月１日現在

11. 金利情報の 入手方法	金利（年利回り）は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。
13. その他参考 となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・この積金は、「定期積金規定」によりお取り扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
14. 預金保険に ついて	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本（積金残高）を合計して 1,000 万円までとその給付補填金が保護されます。）